

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 役員報酬規程

(平成24年5月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人京都府宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）の役員の報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象執務)

第2条 この規程に基づく支給対象執務は、定款に定める役員（理事・監事・名誉役員・評議員・委員）等が、協会の役員会等に出席しその職務に必要な執務をした場合とする。

(報酬)

第3条 報酬として「執務手当」2,000円（源泉所得税別）を支給する。

2 前項の他、費用弁償として理事会で別に定める「執務交通費」等を支給する。

3 前各項の他、次に該当する場合は「執務手当」2,000円（源泉所得税別）を支給する。

(1) 協会主催（委員会主催を含む。）の各種研修会等に、役員等が講師として執務した場合。

(2) 社会貢献委員会（不動産相談）の役員が相談員として執務した場合。

4 会議が4時間を超えた場合は、「執務手当」2,000円（源泉所得税別）を加える。

5 会長が特に認めた各種研修会等については、前各項の規定を適用せず、別に定める講師料を支払うことができる。

(員外監事の報酬)

第4条 定款第22条第1項の「ただし書き」に規定する監事（員外監事）については、次の報酬を支給する。

(1) 基本報酬として、事業年度1年につき200,000円（源泉所得税別）。

(2) 役員会等に出席し執務した場合、「執務交通費」の他に、報酬として「執務手当」10,000円（源泉所得税別）。

(支給の方法)

第5条 報酬の支給は、原則として出席の都度、現金で支給するものとする。ただし、出席頻度の高い役員等については、一定の期間を定めて銀行振込することができるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃については、総会の決議を要する。

附 則

1. この規程は、公益社団法人京都府宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。

1. この改正規程は、平成25年5月28日一部改正、平成25年6月1日から施行する。（第3条）

1. この改正規程は、令和6年5月30日一部改正、令和6年6月1日から施行する。（第2条、第3条）